

令和7年度 第1回豊島区国民健康保険運営協議会会議録

○国民健康保険課長

それでは皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。私は国民健康保険課の松山と申します。本日はお忙しい中お集まり頂きまして、ありがとうございました。現在委員の出席者数は17名でございます。協議会規則で定める定数に達していることを確認、ご報告いたします。

それではまず、4名の委員の方に交代がございました。公益を代表する委員、有里真穂様。続きまして、保険医を代表する委員の方です。大橋正明様、林竜平様、小林裕太郎様。新しい委員の方これからどうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

それではこれより令和7年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を開会いたします。本協議会の運営規則にのっとり、会議の議長は、私、辻薫が務めさせていただきます。なお、本日の議事録署名委員は、大橋正明委員、安井敦子委員にお願ひいたしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでははじめに、高際区長よりご挨拶があります。

○区長（挨拶）

○会長

ありがとうございました。続きまして本日出席の理事者をご紹介申し上げます。では自己紹介でお願ひいたします。

○区民部長

区民部長の藤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○健康部長

健康部長の木山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○介護保険課長

介護保険課長の時田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○後期高齢医療年金課長

後期高齢者医療年金課長の今村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○国民健康保険課長

国民健康保険課長の松山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

はい。それでは議事に入ります。本日は、17時、午後5時を目安に全ての議事を終了できればと考えております。円滑な運営にご協力をよろしくお願ひ申し上げます。本日は、区から、当運営協議会に諮問が1件、また報告が2件あるようでございます。まず、諮問につきましては、高際区長からお願ひしたいと思います。

○区長（諮問文朗読、会長へ手渡す）

○会長

なお、高際区長はこの後、別の公務のため退席されますのでご了承頂きますようよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りますが、委員の方々のご意見を頂く前に、今回の諮問について詳細をお聞きしたいと思います。理事者より説明をお願ひいたします。

○国民健康保険課長（説明） 資料1 資料2

○会長

それでは、委員の皆様からご発言を頂きたいと思います。なお、発言の際には、お手元のマイクスイッチを入れてからご発言頂くようお願ひいたします。それではご質問ある方、挙手をお願ひいたします。

○委員

はい。この保険料の還付金と、それから、還付加算金、延滞金等還付加算金、これ最初に頂いた資料によりますと、国民健康保険以外にも後期高齢者、介護保険というのがあったんですけれども、これは、こちらについても、本来こういうようなものがあるものなんでしょうか。というのが一つと、これ今回現行システムが当該機能が備わったからやるのでとできるようになりましたということです。で、今回の議題は国民健康保険ですけれども、先行している区が16区ありますよね。そうすると、基本的に国民健康保険というのは、内容的にどこの区も同

じだと思うのですが、こういったシステム開発っていうのは、横の連携というのですかね、他の区と一緒にできるのかどうか僕はよく分からぬのですが、そういったような協力関係っていうものはあるのでしょうか。もしあれば、例えば先行するところとそうじゃないところがなくて、一緒に同時スタートされて、より公平かなというふうに思うのですけども、いかがでございましょう。

○国民健康保険課長

大変申し訳ありません。最初にお送りした資料につきましては介護保険の情報と後期高齢者医療の情報も入っておりますが、実際は国民健康保険と一緒に実施する予定でございますが、今回この運営協議会では、諮問事項に介護保険と、後期高齢者医療は入っておりませんので、諮問に関する内容だけに絞って、資料を変えさせていただいた経緯がございます。大変申し訳ございません。そろって実施いたします。システムの23区の連携についてでございますけれども、現時点ではそれぞれの保険者がシステム開発は、それぞれの保険者でやっている状況でございますので、延滞金、還付加算金をするためのシステム改修の時期は、区によって変わってくる状況でございます。ただ今後国のほうでシステムの標準化を進めておりまして、本区につきましても、来年の1月にシステム標準化になるのですけれども、順次、他の自治体も標準化になっていきますので、そうしますとそろって同じシステムになります。標準化したシステムになりますので今後はそういったことは起きないのではないかというふうに考えております。

○会長

よろしいですか。はい。ほかにございますでしょうか

○委員

システム標準化が新たに稼働することにあわせ、保険料の延滞金の徴収が始まる。そこで提案された条例改正は、延滞金の減免を規定するものということが、説明で分かりました。そこで確認したいのは、項番4の改正内容に記載されている。延滞金の徴収が適当でないと認める場合の減免の余地ですが、具体的にどのようなケースを考えているのでしょうか、お聞かせください。

○国民健康保険課長

はい。具体的には例えばですけれども、災害に遭って資産に大きな影響を生じた場合ですか、病気ですか、事業の倒産などによって著しく生活困窮に陥った場合などを考えております。

○委員

そこで保険料が毎年のように上がっています。高過ぎる保険料、そこへ物価高騰で、加入者から、悲鳴が上がっています。払いたくても払えない加入者が増えていますが、そういった方への対応というのはどのようになっていくのか、お聞かせください。

○国民健康保険課長

保険料を払えないご事情につきましては、これまでどおり丁寧に納付相談をいたしまして、分割で払っていたなどといった対応をご提案させていただく予定でございます。延滞金につきましては、保険料が払い終わった後に、延滞金の額が決まりますので、保険料を払い終わった後に、例えば、会社が倒産してしまったとか病気にかかってしまったとか、あとは災害に遭ったなどといった事情がある場合は延滞金を減免するということも考えております。その内容につきましては今後内規等で整理をしてまいりたいと考えております。

○委員

今おっしゃった内規の部分が大事になってくるかなと思います。そこをちょっと進捗を見守りたいと思います。今回、条例改正の可決には賛成しますが、また問題が出てくるようであれば、議会でも取上げていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長

はい。ほかにござりますでしょうか。

○委員

はい、もうろご説明頂きましてありがとうございます。今回延滞金を徴収できるシステムに移行するということでございましたけれども、この延滞金をこれまで、求めてこなかったのはシステムで計算できないからということであったと思いますが、今回も延滞金を徴収する目的について教えていただきたいです。例えば、具体的には延滞金を設定することによって支払いがスムーズに行われるよう誘導する目的があるとかですね、例えば国保に豊島区がお金を納入する際に、遅れたお金を豊島区の一般財源で補填しているから必要なんだとかですね、あるいは、この延滞金は最終的には区税の一部になるのかどうかとかですね。そういったこのお金の目的とその行き先について教えていただければと思います。

○国民健康保険課長

目的としましてはこれまで期限内にきちんと払っていただいた方との公平性を確保するとい

うこともあります。それから、もちろん延滞金を加算するまでに払っていただくのが1番いいのですけれども、延滞金を加算することによって、納付を促すとか、そういったことが目的でございます。延滞金は区の歳入になる予定となっております。

○会長

以上で、よろしいですか。

○委員

1点質問したいのですが今回延滞金が参考資料1にございます令和8年度で人数が271人ということで、令和6年度の実績からの試算がされておりますが、これから、今まで延滞金というものは、本区では取られておりませんで、延滞金を対象となるような方々に、今のうちに、今回の条例改正が進んでからですね周知徹底を図っていかないと、先ほどの試算にありますように、半年後1年後ということで、どんどん加算されていってしまうというような認識をお持ち頂く必要があるかと思います。このような対象者になる可能性のある方々への周知、またこれからですね延滞金が課されるということを国民健康保険加入者には周知していただきたいと思いますが、この対応とですね周知のやり方について教えていただけますでしょうか。

○国民健康保険課長

周知につきましては11月12日の議員協議会で報告したあと、還付加算金について周知するのですけれども、そのあと議決されましたら、延滞金についてもホームページですとか、広報で周知をする予定でございます。対象となる方につきましては周知後に、今後こういった制度になるというご説明を、納付相談のときなどに、丁寧にご説明にさせていただきますとともに、6月の当初賦課の際に、国保だよりですとかそういった全員の方にお知らせするものを、納付書と一緒にお送りしますので、事前の告知は丁寧にさせていただく予定でございます。

○会長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは諮問についてですけども議論も出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。豊島区国民健康保険条例の一部改正につきましては、特に反対はなかったということで答申したいと思います。よろしいでしょうか。

○会長

はい。ありがとうございます。それでは答申とさせていただきます。ありがとうございます

す。では続いて、報告案件について、報告1の還付加算金事務の実施につきましては、先ほど説明がありましたので、報告の2、国民健康保険事業の実績及び取組について、理事者より報告をお願いいたします。

○国民健康保険課長（説明） 資料3-1 資料3-2 資料4 参考資料

○会長

はい。ただいまの報告に関しまして、何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。予定しておりました報告は全て終わりました。事務局より何かございますか。

○国民健康保険課長

先ほど少しご案内させていただきましたが、健康展のチラシを配布させていただいております。本日、ご出席頂いております豊島区薬剤師会様と国民健康保険課が共催して、12月7日の日曜日に開催する予定でございますので、ぜひご来場頂ければと存じます。あわせて来年5月にリニューアルオープンする豊島区保健所のチラシも配付させていただきましたので、後ほどご覧頂ければと存じます。また第2回の運営協議会は令和8年の2月16日の月曜日を予定しております。まだ予定でございますので正式に決まりましたら改めてお知らせをさせていただきます。お知らせするのが1月上旬頃になってしまいりますけれども、またそのときはどうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○会長

はい。以上をもちまして、令和7年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様大変ありがとうございました。